

厚生文教常任委員会の所管事務調査について（案）

令和元年 7 月 26 日

1 調査事項、調査の目的

所管事務調査権を積極的に活用して、本常任委員会の所管事務の、事務・事業進捗状況を把握し、今後の議案審査に活かし、また必要に応じ提言することを目的とする。

・小田原市立病院経営改革プラン（平成 29 年度から平成 32 年度）の進捗状況

小田原市立病院再整備計画の前提として、病院経営改革プランの進捗状況について適切に把握し、病院再整備に向け、必要に応じ提言する。

・待機児童の状況と今後の取組み

待機児童の現状を把握し、解消に向けた取組みと、今後行われる子ども・子育て支援事業計画についてその内容を把握し、必要に応じ提言する。

・学校施設等の老朽化対策や教育環境の計画的整備の進捗状況

老朽化している学校施設等の整備と、教育環境の整備について、その実施計画を適切に把握し、教育環境改善のため、必要に応じ提言する。

・避難行動要支援者の支援体制整備の進捗状況

災害時、一人での避難が困難な方について、地域で助け合うための情報共有を行っているが、地域によって対応が異なるなどの課題が見られる。課題解決に向けた整理を行うにあたり、必要に応じ提言する。

2 選定理由

- ・年間を通して動きがあり、定期的な状況確認、提言を要する重要案件である
- ・調査の実施が、今後の方針決定の重要な判断材料となる

※ なお、前回の本委員会でお示した調査項目について、正副委員長が事前に所管課より聞き取りを行い、今後の本委員会の議案審査に係るもの、すでに報告が予定されているものは本調査の対象から除いている。

3 期間

調査終了まで

4 方法

委員会の協議により、所管課に報告や必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じて現地視察などを行い、報告書を作成する。

5 スケジュールのイメージ（参考）

7月26日	・調査項目の決定
9月定例会中 〈 1月	・小田原市立病院経営改革プラン（平成29年度から平成32年度）の進捗状況 ・待機児童の状況と今後の取組み ・学校施設等の老朽化対策や教育環境の計画的整備の進捗状況 ・避難行動要支援者の支援体制整備の進捗状況
2月	・意見のとりまとめ（課題、提案等の協議）
3月定例会または、 5月臨時会	・厚生文教常任委員長報告

6 参考条文

（1）小田原市議会会議規則 第70条（所管事務等の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（2）小田原市議会基本条例 第11条（専門的知見の活用）

議会は、審査、諮問または調査のために必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する機関を設置し、または地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用に努めるものとする。

（3）小田原市議会委員会条例 第28条（参考人）

委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

<その他の項目>

- ・ケアタウン構想の推進状況について
- ・福祉まるごと相談窓口の状況について（※社会福祉協議会）
- ・子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）の進捗状況について
- ・コミュニティ・スクールの運営状況について
- ・給食費窃盗事件のその後について
- ・おだわら子ども教育支援センターについて
- ・元市立病院職員による物品横領事件後の対応について